

の伝承によつたものと思われるのである。

天武天皇は、大海人氏に養育され、大海人皇子と称せられたことは、天皇の崩御の朱鳥元年九月殯宮で、誄を奉るが、そのまづ先に大海宿禰菖蒲が壬生の事（天皇幼児時代の養育のこと）を誄として申していることによつても明らかだが、栗田寛博士は『職官考』で、

一、几海連、亦阿曇氏ノ族ニシテ海人ヲ掌ルモノ也、姓氏録撰津
 ニ、几海連、安曇宿禰同祖、綿積命六世孫小椋梨命之後也トミ
 ユ、同国住吉郡大海神社アルハ、其祖神ナルベシ、几ト大ト相
 通セリ、大海ヲ氏ニ負フトキハ、海人ノ長ナリシ事明カナリ。
 と説かれているように、大海人氏は安曇族の海人の一方の宰領であ

古代日本における神代感の生育

つたことは明らかであり、天武天皇十三年十二月阿曇氏達と共に「宿禰」を賜わっている。本拠は摂津国住吉郡で三島県とは近く、そこで養育された大海人皇子は、恐らく「大国主神」の信仰や物語を熟知されており、幼時より耳慣れて成長された物語であつたのではなからうか。それが『古事記』には反映して、正史『紀』には採用されない大国主神の物語が、天皇の後宮において伝承されていたのではあるまいか。『古事記』が物語的であり、後宮的であることは、既に私がしばしば述べて実証されているが、「大国主神」という名称自体も、後代的な、そうした物語的な傾向を示すものであると考えられるのである。

賀古明

考する。ここには、したがって、「神」の「歴史」——「神代感」はない。

「神代」と、「神」の顕在についての認識思惟とは、明確に区別さるべきものである。「神」の顕在を思惟することは、そこに、永遠の過去から、永遠の未来へ、常在する、人智を超越する、最高の唯一の神秘能力の認識であり、その唯一最高の神秘能力を「神」と呼ぶ。この認識は「神」を、唯一にして、永遠の全能なる能力と思

しかし、記・紀にある「神代史」は、神武を初代とする「人世代」の祖代を伝え語るものとして、神代史は、構考され、史的記述順として、「神代史」は「人世代」より以前に置かれる。しかし、思考過程としては、「人世代」に立脚して、その後、に、「神代史」は発考されている。したがって、日本の「神代史」は、「個」が、

「神名」によって表現されているとはいえず、その実質は、「祖人史」であり、そこに、基本的には、真の「神」の認識はない。

しかし、この「祖人史」——記・紀的にいえば「皇祖史」の構成者の意識には、その「祖人史」を、生み出した、より高度の、最高唯一の神秘力の頭在を思考する意識が皆無であったとはいえない。

それは、記・紀に、皇祖神とする「天照大神」の出現以前に、その思考——認識を認め得る。したがって、前記のように、「祖人史」としての「神代史」が、記・紀の「原紀」の成立過程においても、新しい構考のものとされる見解において、それより以前の記述部分が、更により成立としては新しいものである。

しかし、そこにかがわれる「神」の認識は、それが、認識し、思考され得るべきものがあつた故に、然かあり得るものである。

二

古事記の初頭に、「天地初発之時、於_三高天原一成神」と記述されている「天地初発」については、古来、諸説がある。筆者は、かつて、先考諸説の考察を通して、その意義の考究において、この「天地」の表記は、「天」と「地」とが未だ分れていない状態——すなわち「天」「地」が未分時の、それ以前の、いわば、永遠常在の根元世の「初」めて「発_三」ったことを表わす表現と解されることを記した。したがってここに「高天原」と記すは、その永遠常在の根元世を、後世的に便宜表現したものである。そこに、その頭初に発現したと記される、「天之御中主(神)」は、人世及び人世のあらゆる生成する根元的能力の出現をいう。能力は、当然、「独」なるもの「独神」であり「見えざるもの」——「隠身」であり、その根

元的能力によって、あらゆるものが、永遠に生成される能力であり、それは、永遠に存在する。その本質は、いわば、唯一根元の全能力の認識であり、それは、唯一全能なる「神」の認識である。

日本書紀の本文、(神代上)の初頭に

「古天地未_レ剖、陰陽不_レ分、渾沌如_三鷄子_一、溟滓而含_レ牙_一」

とある、「含牙」であり、その「牙」は、全存在を生出す「牙」である。右の初頭文は、古来の既説の如く「淮南子」・「三五曆記」による引用合成文である。中国古代文人に、既にこの思考あることは、既に不思議とは思われない。しかし、日本書紀の整文者、編纂者中に、この合成文の意義を知り、日本書紀の神代史の初頭に置いた人の認識はすばらしいものである。

更に、前記の文に続いて、

「及_三其清陽者薄靡而為_レ天、重濁者淹滯而為_レ地、精妙之合搏

易、重濁之凝竭難、故天先成而、地後定。」

とあり、これまた「淮南子」の借用文である、古代中国文人に、この思考あるは当然として不思議ではなく、書紀編纂者中に、この思考あるもあえてすばらしいとは思われない。ただこの文に続いて、

「然後、神聖生_三其中_一焉。」

とある「神聖」は注目すべく、それは、初生の「天」「地」の間に、唯一全能の神の能力の顕現をいうものである。

この文の直後に、更に、

「故曰、開闢之初、洲壤浮漂、譬猶_三游魚之浮_三水上_一也。于_レ時天地之中生_三一物_一。状如_三葦牙_一、便化為_レ神、号_三国常立尊_一、次国狭槌尊、次豊斟淳尊、凡三神矣。」

とある、一文脈は、すべて、初生の「地」について主として語り、その中「生一物」は特に、大地固成の、唯一全能神の能力の発顕をいい、「国常立(尊)」は、その能力の本質を表わし、「国狭槌(尊)・豊斟淳(尊)」はその能力の「働き」を表わしている。この本文末尾に、更に

「乾道独化、所以成此純男」

と記す、「乾道独化」は、天地の「独り化する」すなわち、これ、唯一全能の神の神秘能力による認識をいい、「純男」の表現は、この三神の本質をいい、古事記の「独神・隱身」の義に通ずる。

古事記の初頭部分も、上記の意義と同じく、ただ、これを容易に理解しやすいよう語り積いたものといひ得よう。

古事記の「天地初発之時」の「成神」の第一の「名」を「天之御中主(神)」とするは、前記の如く、これはまた、宇宙に初現した万物生成の根元エネルギーの顕現をいい、書紀の「含牙」であり、その本源的に備有する根元エネルギーの本質を「産巢日(神)」と名付ける(「たかみ」「かみ」の接頭語は、これを二神とする、神話による後加的区分による)、これは書紀にいう「牙」に相当する。その根元エネルギーの発動態を「宇摩志阿斯訶備(比古遲神)」の比喩表現名を以て表わし、その本質を「(天之)常立(神)」と表わす。この二者は基本的に同態である。その次動態を「豊雲(野神)」の名を以て表わし、その本質を「(国之)常立(神)」と表わす。この二者も同態である。

ここまでは、全能唯一神の根源能力の顕現と、その全能の働きを表わす。それは、「独神」||唯一神であり、「隱身」||人間の眼に見えない全能的神秘力そのものをいう。これらのもの——能力につい

て、記・紀に、敬称「神」字を附記して表記されていることは、上記の根元能力顕在とその発動態とを、人間発展史的表現によって表わすに至っているものであり、このような表記態は、多神感の発生以後の意識による整文によるものである。

なお、続いて記されている、男女五対の名の中、初めの三対は、上記の根元能力、すなわち全能神(=最多神)である唯一神の根元能力による、大地の生成過程の結果としての固成経過を表わす。すなわち、「(宇)比地(邇神)」「(妹)須(比智(邇神))」は、泥土状地の生成を、「角杵(神)」「(妹)活杵(神)」は、その固成状の生成を、「意富斗(能地神)」「(妹)大斗(乃弁神)」は、その大地の成生態を表わし記す。この大地固成の経過を、三対の男女(神)によるとする表現は、固体の産出が、男女要素の交合によるとする思意——人間生産経験による整文意識によるものであり、本来、最多能唯一神の超人間能力——超自然能力——神の神秘力によると根元的には思考し得るのである。

これまでが、「天地未剖」・「天地未生」(第五)時の中に、全能なる唯一の神秘力(全能唯一神の能力)の発現から、「天地初判」(第六)時以後の、その唯一最多能の神秘力の発動と、その結果として、主として、地——大地——の固成までを語り続けているもの、すなわち、ここまでは、全能(最多能)の唯一神によるとする思考を、記・紀共に、その初頭文に見取り得る。しかし、なお、記・紀共に、この三対神の後に、

「於母陀流(神)」「(妹)阿夜訶志古泥神」

次に、

「伊耶(那岐神)」「(妹)伊耶(那美神)」

とを記す。前者の一对は、神名ではなく、直前の三对神までに顕現した、全能唯一神への絶讃と希求との詞であり、次の「伊耶」は、全能唯一神の根元能力——「むすび」の豊かな発動を更に希求し、祈請する詞である。第一段落は、ここで一応完結する。

続く第二段落では、その「伊耶那岐神・伊耶那美神」による、大地に生住するものにとって必要とするあらゆるものの産出が語り続けられている。しかし、その初頭に、岐・美二神の婚姻譚形式の国生みを語りながら、その後生成する種々の能力、また生物と、岐・美二神との「親子」関係の表現は殆どなく、岐・美二神の能力によって殆どすべてのものが産出・生成され、終末部においては、岐神のみによる産出・生成を語る。ここには、基本的に、地上の万物が、前記の全能唯一神の神秘能力によって生成されたとする思考の連続同態思维の存在をうかがい得る。

すなわち、第一段落の末尾の、全能唯一神の根元能力——「むすび」の能力を希求し、祈請する詞、そのものを、その「むすび」の神秘能力そのものを表わすものとして、その「むすび」の神秘能力を岐・美二神として、第二段落は構成され、その三貴神出生までは、すべて、岐美二神の合体の唯一能力による生成として語り続け、終わっている。

したがって、この「三貴神出生」より以前の部分は、本質としては、「天地初発」時に顕現した全能（最多能）の神秘力なる唯一神の多能（全能）のみによるものと思考する全能唯一神思维が、その根幹となっている。したがって、ここまでには、「神」の歴史はなく、いわゆる「神代史」は当然あり得ない。

あえて、「神代史」を称するとすれば、「三貴神分治」以後をい

うべきである。しかしこの「神代」——「神代史」は、「天照大神」を初代とする「皇祖」の「祖人史」——「皇祖史」である。しかも、この「皇祖史」において、「個」がすべて「……神」として表記されている。この「……神」とする尊称表現は、「三貴神出生」部分に対しても、顕現した諸能力と、その結果を表わす名称に、同様に「……神」の尊称表現を及ぼし記した、後加的表現意識によって、「三貴神出生」以前の部分も、「三貴神分治」以後の部分も、すべて、同様に見られる結果を引出している。

しかし、少なくとも、「三貴神出生」以前の部分においては、それが基本的には、全能の唯一の神秘力なる「唯一神」によってなされたと思惟することが認められる。ここに、その表現が初めに記したように、古代中国思维の文献的享受であるとしても、そこに、全能唯一神の顕在を思维し、理解し得ることが既に存在し得たことは認め得る。

日本神話が、多神性神話と称されるのは、上記のような「三貴神分治」以後の意識とその表現によるものである。そのような多神性神話的思考以前に、唯一全能神顕在の思维があり得たことを、「三貴神出生」以前にうかがい得る。

故に、「三貴神出生」以前は、全能唯一の「神」についての「語り」であり、真実「神話」である。「三貴神分治」以後は、したがって「祖人史」——「皇祖史」であり、ここに、多神性神話と称される素因がある。

その「皇祖史」が多神性神話と称される所由は、前記のように、結果的に、その表記からいわれていることである。しかし、その根底には、古代日本においても、本来、唯一神信仰が先行し、それが

多神性信仰に移行したことによるものであろうと考える。これは、あくまでも、思想上の問題であるとしても、なお、日本古代史の記録を通して、それをうかがい得るのではなからうか。

三

日本の古代（氏族）国家の成立期については諸説ある。筆者は、「ほむだわけ」を祖王とする、「おほささぎ」大王を初代とする仁徳大王朝代を、古代（氏族）国家の発足の時代とする説に拠る。この仁徳大王朝の河内における大氏族勢が、河内地方を主地として成立し得ていることは、その地勢的条件、特に古代——五世紀代としては、播磨東部及び摂津地方が古代農耕にとって水利上きわめて有利な地相条件を有しており、その地方にかなりの氏族勢力を持ち得ていた祖王「ほむだわけ」の勢力を継承し、更に河川水利のより豊かな河内の大肥沃地帯に進出し、播磨東部・摂津及び河内を流れる諸河川による大肥沃地帯を基盤として、その古代農耕生産力を基力として急速になし得たことによると見得る。

かくして、仁徳大王朝勢力は、五世紀後半までには、全河内地方を掌中に入れ、その地を、その勢力の根拠地とする古代国家的大氏族勢力を形成した。この仁徳大王を継ぎ、仁徳血統大王朝勢力を安定に導いたのは、反正であり、仁徳大王の治世は、直接、反正を次代として継承されている。このことは、仁徳崩御後、いわゆる履中と住吉仲皇子との相斗の伝承記によって、履中は、大和地方に逃亡し、住吉仲皇子は、反正によって討伐されたとする記録によって証されると共に、反正の宮趾が、南河内の丹比の柴籬宮とされていることによっても立証される。

しかし、反正の治世は略々五年、弟の允恭によって仁徳血統大王朝は継承され、この允恭代において、河内全土は完全にその制圧下に入っている。このことは、允恭紀の記録がきわめて平安な時代であったことを示していることにもよるが、その宮趾が、「遠飛鳥宮」とされることにもよる。この「遠飛鳥宮」については、古来諸説あるものであるが、これは、今日いう河内飛鳥の地と見るのが妥当である。河内飛鳥の地は、二上山の山麓、西麓の地であり、河内全土を掌握した、仁徳血統大王朝勢力が、全河内を管理し、更に東方に勢力を伸張するために、その勢力を蓄積する絶好の地形地である。

しかも、允恭代は、実質二十余年を、その河内飛鳥の地に根拠地を据えており、在位中の記録は、前記のようにきわめて平穩な御代記録のみであることは、この期の仁徳血統大王勢力がかなり強大なものになっていたことをうかがわせる。しかし、允恭崩御以後、木梨輕皇子の摂政期間と見得る四ヶ年後、皇位継承の争いが、木梨輕太子と穴穗皇子（安康）との間にあった記録がある。このために木梨輕太子は失脚し、安康の在位三年を経て、雄略代に入る。しかし、この木梨輕太子の失脚と安康が眉輪王に殺されたとする伝承記録は、すべて、雄略による工作と見得る点がある。しかも、更に雄略は、皇位継承能力のありとみ得る肉親、縁類の皇子を何らかの理由をつけて皆殺にしている記録がある。これらの記録には、雄略代以後において加筆整文された点がある。しかし、實質的には、雄略代は、允恭代を継承し、仁徳血統大王朝の勢力の最大強力代であることを、記・紀の雄略代記録からも読みとり得る。

このことは、特に、雄略の宮趾が、泊瀬の朝倉宮とされる伝承記録が立証の支えとなる。

雄略の泊瀬朝倉宮が、今日、その遺趾とされている地とは必ずしもいえないとしても、この宮趾の伝承は、允恭代に河内飛鳥にあった仁徳血統大王朝の勢力が、五世紀末までには、広義の全飛鳥を、その掌中に把握し終っていたことを物語るものである。

このような見解によって、これ以後、飛鳥地方を根拠とした、いわゆる飛鳥大王朝代の基盤は、この五世紀末期の雄略大王朝代において、その大王朝の、その後の礎が、きずかれ、その勢力拡大から、古代律令制国家への推進と、その確立が期待される、基盤が生み出された。

この五世紀後期末、仁徳血統大王朝勢力の飛鳥地方侵入時の、飛鳥地方の平地部は、未だ湿潤の地であり、平地は、住居・農耕には全く不適の地相地であった。当時の人々は、その平地をとりかこむ山系の、山麓また山間、溪谷地を住居地とし、それぞれの住居する山間・山麓などの南面傾斜地の麓地において、溜池程度の用水による生活・農耕を保ち得る状態が、大部分を占めていたという。

そのような地形を拠り所とする集落生活で彼らの生活を守るものは、彼等の集落地の山である。集落地の北の山は特に、彼らの住居と農耕を守るものとして、そこに彼らの生活を守護する神を意識し、その山を集落地の神の神坐と考え、その神に、彼らの生活のすべてを祈願し、安全を托し、すべてを与えて下さる神を願っていたのである。このような状況において、山上に坐す神は、山麓・山間などの集落地の人々にとって、特定の呼び名をも必要としない集落地の神であり、すべてを与え、あらゆる幸を希求し得る神を期待する。彼らの神は、唯一神であり、それが多能の神であり得てよかつた。これらが、単なる集落から、小氏族・中氏族程に拡大した時期において

も、なお、それらの望む神は唯一の多能神であった時代と考え得る。

このような状況にあった、五世紀末の飛鳥地方氏族集落は、河内から侵入した仁徳血統大王朝勢力とは比較にならない小氏族、せいぜい中氏族勢力程度であり、飛鳥地方における雄略代二十余年は、飛鳥地方の山麓・山間を根拠としていた小・中氏族の制圧は、きわめて容易に進められている。しかも、このような大氏族勢力による、小・中氏族の制圧について、記・紀の記録からうかがい得る、それらの小・中氏族が自らの守り神とし、祖神とする神を、制圧大氏族に奉獻することによって、小・中氏族は、その氏族生命の安全を保証され、その大氏族に服属を許容されている。ここに、対抗氏族全員を皆殺しにする制圧は全く見られない。これは、日本古代史に見るきわめて、日本風土的特色であり、比較的緩和な氏族統合の手段による大氏族勢力の拡大充実の相が見られる。

すなわち、被服属氏族生命の安泰は、その氏族の唯一の守り神——氏族にとっての唯一神の奉祀権を移譲することによって保証され、征服大氏族は、それらの氏族の唯一祖神の祭祀権を保有することによって、その氏族の服属を確認していた。かくして、大氏族により中・小氏族の唯一祖神は、その大氏族の祖神と共に共祀されていた。ここにその大氏族の祖神と服属中・小氏族の唯一祖神との共祀という、きわめて平穏な精神的氏族支配の統合習俗は、各氏族にとって唯一祖神であったものの共祀の形式において、ここから、おのずからに、唯一祖神信仰が、多神性思惟を発生せしめるに至ったのであろう。

この時期を、五世紀末における、仁徳血統大王朝勢力の雄略代における飛鳥全土制圧の期と見得る。しかし、なお、この期におい

て共祀の、それぞれの唯一祖神を、いかに格付けしたかは、精神的な問題として、それを知る資料を持ち得ない。それは、おそらく、古代律令制国家形成への経過時期を迎える頃において、その古代律令制形成への経過において、見られるに至っているものである。

ともかく五世紀の仁徳血統大王朝勢力は、飛鳥において、その後期末近くの雄略代において、その最高勢力代を克ち得ていた。しかし、その大氏族勢力も、雄略の崩御後、清寧によって継承された頃において急激に下降し、服属氏族の中から、勢力を左右される状態になっていた。

清寧の崩御後、清寧に継子のないことによって、同じく仁徳血統に連なるとされる、顕宗・仁賢・武烈三代の継承が、史記録には残されている。しかし、この実態は、今日まだ必ずしも確認されていない。ただ、記・紀の記録は、この三代期において、かつて雄略——清寧代を支えていた、平群・大伴・物部の三氏族勢の間に、氏族勢力争いが生じ、平群氏族は大伴氏族と物部氏族との二氏族によって打ち破られており、主として、大伴氏族による、顕宗・仁賢・武烈代の成立を伝え記している。しかし、これは、続く継体代が、内乱代として今日も見られているように、この三代期も、一種の内乱代と見られ、続く安閑・宣化の二代もまた、これに続く内乱代とも見なし得る性格が見られる。その内乱期は、しかし、なお、天皇氏族勢力下における服属氏族中の氏族の相互間の勢力争いであり、天皇氏族勢力に取って替るまでのものではなかった。

この内乱期の中から更に氏族勢力を拡大した蘇我氏族勢力によって、この内乱期は、次第にその終末期を迎え、蘇我氏族勢力による、継体の直系皇子の即位——欽明の即位によって天皇氏族下にお

ける、氏族勢力争いによる内乱性は一応の終局を迎えている。

しかし、このような蘇我氏勢力による、天皇氏勢力の安泰の回復は、これ以後、蘇我氏族勢力の拡大を至らしめている。しかし、この蘇我氏族勢力は、中大兄皇子による、蘇我氏族勢力の制圧時まで、かなりの有勢な氏族勢力への発展を記し伝えている。

しかし、ここに、注意すべきことは、雄略崩御後に、主として記される氏族間の勢力争いと、その主勢力氏族についての記録中において、蘇我氏族勢力の制圧までにおいて、記・紀の記録において、これらの大氏族勢力が、天皇氏勢力を全く排除し、天皇氏に替って、国内の統治実状を掌握したりすることを記し伝えていない。これは、記・紀が、天皇氏讚美史として編纂されたものである性格による曲筆であるとする説もあるようである。事実、しからばそのような段階において、天皇氏史である記・紀の記録の中に、天皇氏史に関して、何らかの断絶期を読みとるべきものがあるはずである。しかし、少くとも、五世紀以後の記録においても、記・紀に、その天皇祖先史に、その断絶的時期を見得るものがあるはずである。しかし、そのことは全くない。仁徳大王を初代とする仁徳血統大王朝の血統勢力は、その間に、勢力の消長波動期の記録があり、また女系による大王血統の継承があるとしても、仁徳血統大王朝の最優位性は、一貫して流れており、これは、仁徳血統大王朝の大王——天皇氏勢力によって、ともかくも統轄されて来た天皇氏による氏族国家であった。

それは、それぞれの氏族の祖神を、天皇氏祖神と共祀する連帯感を基底として支えられ保証されて来た、古代氏族制国家体勢であったことによるであろう。

四

古代氏族国家の体勢が、上記のように、中大兄皇子を主とする天皇氏勢力によって、再び、優勢を取りもどしに皇極代末においては、他の氏族勢力は、その大部分が、小氏族勢力に殆ど分解され、それによる大化改新は、天皇氏勢力を絶対権力勢力とする基礎を成し立てしめた。しかしなお、天武即位に至るまではそれらの小氏族勢力が完全に微力化されていず、古代氏族制国家としての残影は未だ消え去り得ていない。

このような時代性期における、いわゆる「壬申の乱」の意義は、天智・天武の私的争いのみを根柢とするものではなく、この機会を把えでの諸氏族勢力の復活への争乱であった。したがって、天武勢による勝利の結果は、天武を頂点とする天皇氏勢力の絶対勢力確立への争いであった。それは、天智によって熱意をもって推進された、新しい国家体制としての古代律令国家確立への道をより強力に押し進める基盤を固めるためのものであった。

天武の治世は、したがって、天智によって企図された新国家構成を継承し、天皇氏の絶対的統治体勢の確立、すなわち、天皇親政による皇親政治であり、そのための律令国家体勢の整備と確立とを大眼目として推進されたものであった。それは、そのための法的規制の確立すなわち、律令制の整備であり、更に、その精神的・思想的支柱としての天皇祖先史の作成であった。

しかし、天武十五年の、天武崩御と、持統称制第三年の、唯一の直系皇子草壁皇太子の薨去という続く悲事の到来は、父天智——夫天武によって、積極的に推進されて来た、新しい国家体勢——律令

制国家確立という大事業を、持統自らの手によって推進し、完成へと努力する決意を抱かしめるに至った。

持統紀は、持統の天武による事業の継承の記録を簡略に記すにすぎない。そこには、持統の、その決意の心情を必ずしも記録していない。持統の数多い吉野行幸をそれに関連せしめて見つめているにすぎない。

しかし、万葉集は、その持統の心情をわれわれに伝え読みとらせるものを残している。特に、古代律令制国家確立への精神的・思想的支柱としての心意の強調がそこにある。

万葉集巻一雑歌中の「藤原宮御宇天皇代」の御代別分類中の初頭歌

春すぎて夏来るらし しろたへの衣ほしたり 天の香来山
は、持統の、その折の心情を歌いあらわし得ている。すなわち、この歌は、持統三年四月草壁皇太子薨去後の、五月の作歌である。

浄見原宮から、北方浄見原を通して、その直北に見える香来山は、朝陽の中に現れ輝き、夕日に神秘に浮ぶ。これは雄略の全飛鳥掌握以来、仁徳血統大王朝勢力の王地——広義の飛鳥の最北にあり、全飛鳥を臨む地、広義の飛鳥全土に君臨する雄姿を見せている。持統は自らの氏族神——祖神の神座を、まずこの浄見原からの直北に鎮座する神秘の山——香来山に設定することによって、自らの偉大な継承事遂行の精神的・思想的支柱とした。その感懐を歌いあらわした。その思惟故に、香来山はここに初めて「天の香来山」とうたいたたえられている。勿論、この歌の実作者を持統自身というのではなくとも、持統の、その感懐が、持統側近によって作歌されているというのが時代性として妥当であろう。上句の表わす季節

感は、まさに旧暦五月である。しかも、この歌が「天の香来山」を讚美する歌である。持統四年即位の前年、持統の決意を表わしたものであり、これが、「藤原宮御宇天皇代」内の巻初頭として置かれる意義もここにある。

しかも、この歌以後、持統八年の藤原宮遷宮の年までにかかわると思得る歌は、作年代順に置かれており、初頭歌を、持統三年作歌とすることを肯定せしめる。

更に、持統四年の即位の年、持統の吉野宮行幸の記録は、書紀によれば五回に及んでいる。これすべて持統親政への意義に連なる。その間に更に、この年六月に泊瀬行幸のことが書紀に見られる。泊瀬は、雄略天皇宮趾伝承地である。この泊瀬行幸は、仁徳血統大王朝代の中、その後期五世紀末、その大王朝勢力の最高潮の御代として、同血統王朝の中特に後代からも、常に理想代として回顧される雄略代—雄略天皇の宮地である。持統は自ら律令制国家確立への意欲の達成への祈願の目標として、この古き理想代の天皇宮地への行幸を、自らの祈請をこめてしたのである。しかも、持統の、この泊瀬行幸の行路は、当然、浄御原宮からその北方に広がる浄御原の地を過ぎ、奥山の地を通過し、戎下から池ノ内・池尻へ抜ける香来山の東麓の丘陵性の山間路を通っているはずである。しかも、この池ノ内・池尻の地名が残る一帯は磐余の池の地で、神武伝承にかかわり、更に、仁徳血統の履中・清寧・用明などの宮趾伝承地でもある。

この北上路において、持統は、その「天の香来山」を真近かに見、在来遠望の神秘感を深めると共に、特に香来山南麓の地から略西方に畝火山を見、略北方耳為山を見、これら三山に囲まれる「藤

井ヶ原」の地を望み見得ているはずである。広義の飛鳥の最北の地、神座の「天ノ香来山」と共に、三山によって囲まれる、この「藤井ヶ原」の地は、真実、南面して、全飛鳥に望む君臨の地としてふさわしく、新しい律令制国家の大王座の地相を豊かに持つことをこの行幸時に感得したのであろう。

持統は、この年十月末、まず、太政大臣高市皇子に命じ、公的に、この藤原の宮予定地に観行せしめており、その後、同年十二月、自ら、藤原宮地に行幸され、以後、持統八年の藤原宮遷宮の年までに計五回に及ぶ、藤原宮地への持統自らの行幸が書紀に見られる。

この持統の、藤原宮建設への意欲は、勿論律令制国家確立への施政中心の新しい設置であると共に、その壮大な宮の建設は、その律令制国家確立の精神的・思想的意義の偉大さを十分に思考してのものである。

更に、持統は、このように、飛鳥王朝の政治的権力誇示の王座を、全飛鳥の最北地藤原の宮として設立すると共に、その精神的・思想的支柱の壮大な企図化、すなわち最高神秘化を意欲した。それは、天武代に企図された天皇祖先史の思想的充実拡大の意志を押し進めた。これは、あくまでも思想上の問題であり、その実形的実証を提示することは可能ではない。しかし、これに関して、次のような図式的思惟が、持統の思惟に画かれたのではないかと考える。

すなわち、持統がかつて、浄御原宮から最北に見、その神秘感によって、それを自らの祖神の神座山と思考した香来山——「天の香来山」を第一の礎台とし、西方の畝火山、北方の耳為山を連ね、三角形を基盤とし、三山を基台とする、天空高く聳える三角錐形の頂

上に、自らの祖神の神座を新しく上昇設定することによって、自らの祖神の精神的・思想的権威を最高神秘な神格と意識設定した。

この最高神座の神——最高唯一祖神は、「神話」表現において「天つ神」であり、その他の地上にある、服属氏族の唯一祖神は、「国つ神」となる。このような、唯一祖神の思想的区分意識に立脚することによって、自らの氏族の最高権威を表象した。かく「天つ神」の神座を思想的に設定したことによって、その「天つ神」の神座は、「高天原」として思想的に成立し、ここに「高天原」なる「神話」的世界が生出する。

持統は、ここを、夫天武によって国家神として思考された「天照大神」の神座とすることによって、天照大神からの「親子」の「系譜」を形成せしめ、ここに、古代日本における「神代感」は発生し、系譜的系統による「神代感」が育成せしめられていくとみる。

万葉集巻一雑歌に見る「藤原宮御井歌」は基本的に、持統天皇讃歌であり、それは、藤原宮を包み囲む、天の香来山・畝火山・耳為山の大和三山を神山と讃え、それを基底として、藤原の宮地を讃え、藤原宮を讃美することによって、持統天皇を讃えている。この

讃歌の含み持つ、精神的根底に、前記の、持統による律令制国家確立への意欲における精神的・思想的根底をうかがい得、後代、持統を「高天原広野姫天皇」と称讃する意識を知る。

日本古代における「神代感」の生育が、実は持統代における、律令制国家確立への、持統の意欲的な推進が、その精神面においても、かかる意図を推進せしめ、天武による祖先史編纂事業の上に、その「祖人史」Ⅱ「皇祖神」史を加えしめ、より一層の権威化を企図したのであろう。

なお、この持統による「皇祖史」のより権威化の形成の上に、なお、初頭に記した、中国先進文献の享受による唯一神感の問題は、記・紀の「原紀」からの成立の末期において特に、書紀の権威化のためにもっとも新しい成立期に更に書き加えられたとするのが妥当であろうと考える。

ただし、そこに見られた如く、一氏族唯一神信仰の思想性は、氏族総合体の成立以前にはなお存在し得た原形的祖神考であったであろうとみることは否定されないのではなからうか。